

令和元年6月27日現在

機関番号：23501

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2015～2018

課題番号：15H05159

研究課題名(和文) 連合国による対日対独戦犯裁判の実態分析

研究課題名(英文) Analysis on the War Crimes Trials for Japan and Germany by the Allies

研究代表者

伊香 俊哉 (IKO, TOSHIYA)

都留文科大学・文学部・教授

研究者番号：80347369

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,300,000円

研究成果の概要(和文)：対日対独戦犯裁判の実態分析を深化させるため、計画に沿って、メンバーが内外の公文書館・図書館などにおいて史料調査・収集を実施した。各自がおもに調査した外国は、伊香俊哉：台湾・中国、林博史：アメリカ・イギリス、内海愛子：オーストラリア、永井均：フィリピン・スイス、芝健介：ドイツ・オーストリアである。また内海、永井はそれぞれ関係者の聞き取り調査も実施した。各自が収集した新史料によって、従来の研究以上に対日対独戦犯裁判の実態が明らかにされたが、それらは著書・研究論文や、シンポジウムや本科研メンバーが中心となって実施したワークショップでの報告として発表されている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第2次世界大戦後に日本とドイツに対して連合国側が実施した戦犯裁判については、近年戦犯裁判の当事国において研究が進展している。そのような状況の中で、本研究は歴史学的に裁判の実態解明をより深化させることを目的として、内外で史料調査・収集を行うことを第一の課題とした。そして新たに発掘された史料を分析し、その成果を論文・図書・シンポジウム報告といった形で発表することを第二の課題とした。本科研メンバーが内外で新史料を収集し多数の研究成果を発表してきた、これらの研究成果は、戦犯裁判の実態解明を深化させ、新たな戦犯裁判認識を提示したという点で学術的意義と社会的意義をもつものであった。

研究成果の概要(英文)：Along with the plan of this KAKEN research project, the members conducted research at archives and libraries for collecting materials for deepening the analysis on the war crimes trials for Japan and Germany by the Allies. The places for the archival research were, Taiwan and China (Prof. Toshiya Iko), USA and UK (Prof. Hirofumi Hayashi), Australia(Prof. Aiko Utsumi), Philippines and Switzerland (Prof. Hitoshi Nagai), Germany and Austria (Prof. Kensuke Shiba). Prof. Utsumi and Prof. Nagai also carried out interviews with involved persons or their families. The members clarified the policies, the procedures and the aftermath of the war crimes trials based on the new findings and also published books, articles and gave papers at international workshops as an outcome of the research.

研究分野：日本近現代史

キーワード：歴史学 現代史 戦犯裁判 戦争犯罪 戦争責任 東京裁判 ニュルンベルク裁判 戦犯

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究の学術的背景

本共同研究は、従来の2次にわたる共同研究に引き続き、第2次世界大戦後、連合国が日本とドイツに対して行った戦犯裁判の実態解明に関わる関連史料を幅広く収集・分析し、戦犯裁判研究を深化・発展させることを目指した。

本共同研究申請者のうち4名は、平成19年度より3年間、基盤研究(B)「対日戦犯裁判政策の総合的研究」(代表栗屋憲太郎、分担者内海、林、伊香、永井)を行った。この研究を踏まえて、平成23年度から4年間の基盤研究(B)「連合国による対日対独戦犯裁判政策の総合的研究」(代表伊香、分担者内海、林、芝、永井)を行った。これらの研究を踏まえて、戦犯裁判の実態分析を深化させることとした。

2. 研究の目的

第2次大戦後の戦犯裁判は、A級裁判(東京、ニュルンベルク)とBC級裁判という形で実施され、研究においては対日裁判と対独裁判、A級裁判とBC級裁判はそれぞれ別個に研究が進められてきた。そうした研究状況を踏まえ、平成19(2007)~21(2009)年度と平成23(2011)~26(2014)年度の共同研究で、対日裁判にとどまらず対独裁判を含めた連合国の戦犯裁判政策の形成・展開をより総合的に明らかにすることを目指して史料調査・収集を進めてきた。この成果を踏まえ、平成27年度からは日本とドイツに対する戦犯裁判自体の実態解明により踏み込んだ研究を目指した。すなわち犯罪捜査から訴追政策の形成、戦犯法廷の設置、公判と判決、服役、そして減刑・釈放までの全過程を射程に入れ、一次史料に基づく実態分析を見すえて関係諸国での史料調査を重ね、史料解析を進めることで戦犯裁判研究を深化・発展させることを試みた。

3. 研究の方法

本共同研究は、対日対独戦犯裁判に関する史料調査・収集を主要な目的としており、それらの史料を所蔵している各国の国立公文書館などでの史料調査・収集が主な活動であった。そのために共同研究参加者が調査対象国を分担し、海外在住の協力者の協力も得ながら、史料調査を行った。加えて、犯罪捜査や戦犯裁判だけでなく、戦犯受刑者の処遇問題、減刑・釈放の政治過程、パチカンや赤十字国際委員会など第3アクターの役割、さらには各国の世論動向まで視野に入れた戦犯問題をめぐる多面的・総合的研究を目指した。

4. 研究成果

本科研メンバーの研究成果の概要は以下の通りである。

(1) 伊香俊哉：中国国民党政権と中国共産党政権による戦犯裁判の実態分析を進めた。まず前者については、台湾の国家檔案管理局・国民党文化傳播委員会党史館・国家図書館での史料収集を進めた。そこで得られた史料の中でも特に国民党政権が実施した戦犯裁判における尋問調書は裁判の実態を解明する上で重要なものであった。その解読には時間を要したが、そのなかから特に憲兵の尋問調書に注目し、憲兵に対する追及がどのように進められたのかを示す史料調査を北京市・天津市・上海市の档案馆で実施した。それらで収集された史料と日本側の憲兵関係の回想録等とも合わせて、憲兵の戦争犯罪と戦犯裁判の

実態分析を行って、論文として発表した。また共産党政権による戦犯裁判に関しては、戦犯 800 名以上の自筆供述書が全 120 巻の史料集として中国で出版された。その分析を進め、膨大な史料集の概要を把握した。

以上の研究過程で 2016 年に日本と中国の研究者によるワークショップを企画・開催し、戦犯裁判研究の現状と課題について情報交換することができた（本科研からは伊香と永井が参加）。

(2) 内海愛子：韓国人・台湾人戦犯裁判の実態解明を深化させるため国内では外交史料館・国立公文書館、国外ではオーストラリアの戦争博物館・国立公文書館での史料調査を行った。同時に生存している元戦犯（日本人・朝鮮人・台湾人）たちへの聞き取りを行った。その過程でスガモプリズン内で作成された壁新聞や同人誌や機関誌を収集した、元戦犯の個人史料（日記・手紙など）、所内で展示されていたポスターなども収集した。これらの証言・史料から、スガモを管理する米軍（のちに日本政府）の管理実態を明らかにするとともに、元戦犯たちが裁かれた裁判の検討、その思想的営為の検討を進めている。

また生存している元戦犯が少なくなっている現在、99 歳の東京俘虜収容所に勤務していた元軍曹（日本人）、91 歳の元軍属（朝鮮人）などの聞き取りをおこない、巣鴨刑務所の元刑務官への聞き取りも行った。

(3) 林博史：沖縄出身者の戦犯裁判についてアメリカの国立公文書館・ルーズベルト大統領図書館・トルーマン大統領図書館、イギリスの国立公文書館、国内の沖縄県公文書館、国立公文書館継続的で継続的に史料収集を行った。その分析を通じて連合軍によって裁かれた沖縄出身の戦犯を特定し、訴追された戦争犯罪行為の概要が把握できた。そして日本本土出身者と、植民地（朝鮮、台湾）出身者との間に位置すると考えられる沖縄出身者が戦犯になった歴史的経緯と戦犯裁判についての研究を発表した。これによって BC 級戦犯裁判の構造をより明らかにすることができたと考えられる。それ以外には、戦争犯罪の比較検証という観点から、米軍の行動を戦争犯罪という視点から検証する史料および、ヨーロッパにおける BC 級裁判の実態に関わる研究文献を収集した。

(4) 永井均：東京裁判におけるフィリピンの動向に関係する史料およびフィリピンの BC 級戦犯裁判関係史料を、スイス・ジュネーブの赤十字国際委員会（ICRC）文書館、フィリピン国立図書館やフィリピン大学文書館、日本の国会図書館で収集した。BC 級戦犯裁判についてはとりわけ、横山静雄元中将ケース、およびホセ・アバド・サントス最高裁長官殺害で裁かれた林義秀元中将と川口清健元少将のケースに注目し、後者についてはアバド・サントスの遺族へのインタビューも行った。これらの裁判の事例研究と、東京裁判におけるフィリピン判事の動向と歴史的役割について論考を発表した。

(5) 芝健介：ニュルンベルク国際軍事裁判・ニュルンベルク継続裁判についての史料調査をドイツの国立（連邦）公文書館・外務省公文書館・ケルン大学歴史文書館・バイエルン州立ニュルンベルク公文書館・ミュンヘン現代史研究所附属文書館、オーストリアのリンツ市公文書館・オーバードナウ州立公文書館・ウィーン抵抗運動歴史博物館附属公文書館などで行い、これらの調査に基づく論考を発表した。またドイツで開催されたニュルンベルク裁判関係のシンポジウム等に参加するとともに、2018 年 11 月 17 日の国際シンポジウム「国際刑法におけるニュルンベルク裁判と東京裁判の今日的意義」にもコメンテーターとして参加した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計15件）

- 永井 均、フィリピンの日本人戦犯の記録について 横山静雄元中将資料を中心に、立命館平和研究、査読有、第20号、2019、pp.151 - 163
- 林 博史、軍事史料調査の経験からアーカイブズと史料調査について考える、歴史学研究、査読無、第980号、2019、pp.25 - 31
- 内海 愛子、戦争裁判 裁かれた者たちの「記録」と「記憶」、世界、査読無、No917、2019、pp.200 - 210
- 芝 健介、ドイツ・シオニズムとパレスティナへの<ユダヤ移民> 第一次世界大戦以後(1914 - 1923年)を中心に、アジア太平洋研究センター年報、査読無、第16号、2019、pp.9 - 16
- 内海 愛子・奥田 豊己、泰緬鉄道 犠牲と責任、アジア太平洋研究センター年報、査読無、第16号、2019、pp.26 - 33
- 伊香 俊哉、『日本侵華戦犯筆供選編』の概要 - 全120巻の「摘要」に示された戦争犯罪、季刊戦争責任研究、査読無、第91号、2018、pp.40 - 47
- 内海 愛子、スガモプリズン 戦犯たちの「自治」と「自主活動」、季刊戦争責任研究、査読無、第91号、2018、pp.14 - 30
- 林 博史、戦犯裁判と沖縄出身者 大日本帝国の戦争のなかの沖縄、季刊戦争責任研究、査読無、第91号、2018、pp.2 - 13
- 伊香 俊哉、憲兵の戦争犯罪と中国 BC 級戦犯裁判(上)、季刊 戦争責任研究、査読無、第88号、2017、pp.54 - 62
- 伊香 俊哉、憲兵の戦争犯罪と中国 BC 級戦犯裁判(下)、季刊 戦争責任研究、査読無、第89号、2017、pp.51 - 59
- 永井 均、日本における東京裁判研究の動向、広島平和研究、査読無、第4号、2017、pp.99 - 111
- 永井 均、「敗者の裁き」再考 第二次世界大戦後の戦犯問題をめぐる日本側対応、年報日本現代史、査読無、第21号、2016、pp.33 - 67
- 芝 健介、ナチズム・ホロコースト・戦犯裁判、史論、査読無、第69集、2016、pp.11 - 33
- 芝 健介、20世紀の世界戦争と戦争犯罪 - ニュルンベルク裁判を中心に、史友、査読無、第48号、2016、pp.1 - 21
- 林 博史、日本軍「慰安婦」研究の現状と課題、歴史評論、査読無、第784号、2015、pp.29 - 40

〔学会発表〕（計9件）

- 伊香 俊哉、中国の戦犯裁判 国民政府の BC 級戦犯裁判を中心に、植民と冷戦研究会主催「植民と冷戦の羈絆 東アジア過去史清算の成果と課題」（於：韓国ソウル・東北亜歴史財団）、2018、
- 永井 均、フィリピンの日本人戦犯の記録について 横山静雄元中将資料を中心に、第

- 9回メディア資料研究会（於：立命館大学国際平和ミュージアム）、2018
- 内海 愛子、サンフランシスコ平和条約と植民地問題、第4回日韓国際学術会議、2017
- Hirofumi Hayashi, Perspective of international comparison on the sexual facilities for military, Military Brothels and Sexual Enslavement in Germany and Japan in WW2(於：ハンブルク), 2017,
- Hitoshi Nagai “ The Struggle for Justice: War Crimes Trials by the Philippines, 1947-53 ”, 2017, the International Conference on the 75th Anniversary of World War II in the Philippines
- 伊香 俊哉、裁かれた無差別爆撃と裁かれなかった無差別爆撃、西南大学中国抗戦大後方研究中心主催シンポジウム“ 侵華日軍無差別轟炸的資料整理与研究 ”、2017
- 伊香 俊哉、憲兵の戦争犯罪と中国BC級戦犯裁判、日中共同ワークショップ「日本の侵略・支配責任と戦犯裁判」（於：北京外国語大学）、2016
- 永井 均、日本における東京裁判研究の動向、日中共同ワークショップ「日本の侵略・支配責任と戦犯裁判」（於：北京外国語大学）、2016
- 芝 健介、20世紀の世界戦争と戦争犯罪、2015年度青山学院史学会大会（特別講演）（於：青山学院大学）、2015

〔図書〕（計10件）

- Utsumi Aiko et al., Publisher London & New York: Routledge, Yasuko Claremont ed, Civil Society and Postwar Pacific Basin Reconciliation: Wounds, Scars, and Healing, 2018, 245
- Hirofumi Hayashi et al., New York: Routledge, Denying the Comfort Women: The Japanese State's Assault on Historical Truth., 2018, 267
- Hitoshi Nagai et al. Leiden: Brill, Transcultural Justice at the Tokyo Tribunal: The Allied Struggle for Justice, 1946 - 48, 2018, 314
- 芝 健介他、岩波書店、アイヒマン調書～ホロコーストを可能にした男、2017、434
- 伊香 俊哉、社会科学文献出版社（中国北京）、戦争的記憶 日中両国の共鳴和相剋、2016、295
- Utsumi Aiko et al., Brill Nijhoff, Australia ' War Crimes Trials 1945 - 51, 2016, 865
- 内海 愛子、岩波書店、朝鮮人BC級戦犯の記録、岩波現代文庫 2015、396
- 内海 愛子他、岩波書店、記憶と認識の中のアジア・太平洋戦争 岩波講座アジア・太平洋戦争 戦後編、2015、290
- 林 博史、花伝社、日本軍「慰安婦」問題の核心、2015、364
- 林 博史他、岩波書店、岩波講座 日本歴史 近現代史 5、2015、314

〔産業財産権〕

なし

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：内海 愛子
ローマ字氏名：(UTSUMI,aiko)
所属研究機関名：大阪経済法科大学
部局名：アジア太平洋研究センター
職名：教授
研究者番号：70203560

研究分担者氏名：永井 均
ローマ字氏名：(NAGAI,hitoshi)
所属研究機関名：広島市立大学
部局名：広島平和研究所
職名：教授
研究者番号：40347620

研究分担者氏名：林 博史
ローマ字氏名：(HAYASHI,hirofumi)
所属研究機関名：関東学院大学
部局名：経済学部
職名：教授
研究者番号：80180975

研究分担者氏名：芝 健介
ローマ字氏名：(SHIBA,kensuke)
所属研究機関名：大阪経済法科大学
部局名：アジア太平洋研究センター
職名：教授
研究者番号：00138140

(2)研究協力者

研究協力者氏名：粟屋 憲太郎
ローマ字氏名：(AWAYA,kentaro)
研究協力者氏名：福永 美和子
ローマ字氏名：(FUKUNAGA,miwako)
研究協力者氏名：高取 由紀
ローマ字氏名：(TAKATRI,yuki)
研究協力者氏名：戸谷 由麻
ローマ字氏名：(TOTANI,yuma)
研究協力者氏名：小林 元裕
ローマ字氏名：(KOBAYASHI,motohiro)